

河川（河川区域内）において、次の行為はやめましょう

河川（河川区域内）の土地で、工作物を新築・改築・除去しようとする場合、河川管理者（県管理河川は南予地方局）の許可が必要です。

また、河川区域内に畑や花壇などを設置および植栽などを行うのも違法行為となります。

なお、河川への不法投棄についても法律で禁止されています。

問 南予地方局管理課 ☎22 - 5211内線406

ID: 0083865

国民年金保険料の口座振替

口座振替には、現金納付よりも割引額が大きい6ヵ月前納、1年前納、2年前納や毎月50円引きとなる早割制度があります。

※4月分からの口座振替による前納を希望する人は、2月末までに手続きが必要です。

持 納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印

申 金融機関または年金事務所で申し込み

問 宇和島年金事務所 ☎22 - 5440



ID: 0044680

「相続登記はお済みですか」月間

相続登記をはじめ、遺言や遺産分割協議など相続に関する相談を県下各司法書士事務所で受け付けます（2月1日(水)～28日(火) 事前予約のみ無料）。

相談例

- ▶ 登録名義人が亡くなった先々代になっている
- ▶ パートナーに全財産を相続させたい
- ▶ 相続人の中に行方不明者がいて、遺産分割協議が進まないなど

問 愛媛県司法書士会 ☎089 - 941 - 8065または相続登記相談センター ☎0120 - 13 - 7832

リサイクルポストを設置しました

各公民館などで回収している資源物の回収容器を新しくしました。リサイクルポストでは水銀使用廃製品を回収しています。



その他、資源物の回収については市ホームページをご確認ください。

問 生活環境課環境政策係 ☎49 - 7014



ID: 0083793

FMがいや「空大樹のミュージック☆タイム」

日 第2・4日曜日 午後4時～（再放送:午後8時）

内 市出身の演歌歌手 空大樹さんの音楽&トーク番組です。リクエストをお待ちしています。

▶ 空大樹さん

問 FMがいや ☎49 - 1769 ✉ r-m@gaiya769.jp



ID: 0083971

700MHz(メガヘルツ) 利用推進協会によるテレビ受信対策

携帯電話の新しい電波利用開始に伴い、テレビ映像に影響の出る恐れのある一部地域の家庭に（一社）700MHz利用推進協会がチラシを配布（必要により訪問）しています。

試験電波が発射される3月16日(木)（予定）以降に影響が出た場合、無償で対策工事を行いますので、問い合わせ先まで連絡をお願いします。

問 700MHz（メガヘルツ）テレビ受信障害対策コールセンター ☎0120 - 700 - 012



ID: 0064620

水道管の凍結、破裂に注意してください

■凍結して水が出なくなったら

- ▶自然に解けるまで待つ
- ▶凍った所にタオルなどを巻き付けてぬるま湯をゆっくりとかける

熱湯をかけると、温度差によって水道管が破裂する危険が逆に高くなります。必ず、ぬるま湯を使用してください。



凍結した状態で蛇口を無理にひねると、水道管やゴムパッキンが破裂する場合がありますので注意してください。凍結で水が出ないときは蛇口を開けたままにせず、必ず蛇口を閉めてください。

■自宅以外で水道管の破損や漏水を見付けたとき

河川を渡る水管橋や、道路脇の擁壁や石垣にある立ち上がり管、公園などの公共施設や留守宅など凍結によると思われる漏水を見付けたときは、知らせてください。

■水道管が破損してしまったとき

- ①メーターボックスの中のバルブを閉め、水を止める
- ②水が止まったら、最寄りの宇和島市指定給水装置工事業者に連絡して修理を依頼する(自己負担)



※事業者一覧は、広報1月号折り込み、または水道局ホームページをご覧ください。

漏水チェック

- ①すべての蛇口を閉める
- ②水道メーターを確認

パイロットが回っていたら漏水しています！



問 水道局給水係 ☎22 - 5265



ハウス栽培にも備えあれば憂いなし！ 園芸施設共済のススメ！

ハウスなどの園芸施設を利用している農家の皆さん、自然災害などによる損害に備え、園芸施設共済に加入しませんか。詳しくはホームページをご覧ください。

問 愛媛県農業共済組合 ☎089 - 941 - 8135 FAX 089 - 941 - 8178



全国瞬時警報システム（Jアラート） 情報伝達試験

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、情報伝達試験を行います。

日 2月15日(水) 午前11時ごろ 場 市内全域

問 危機管理課危機管理係 ☎49 - 7006

ID：0083585

就学援助制度

義務教育期間中の子どもがいる世帯に援助を行っています。※収入による審査あり

- 対 ①児童扶養手当を受けている人②給食費などの支払いに困っている人など
- 内 学用品・通学用品費、修学旅行費、校外活動費、クラブ活動費（中学生のみ）、学校給食費 など
- 持 ①就学援助費支給申請書、児童扶養手当の証書の写し
②就学援助費支給申請書、収入を確認できる書類（源泉徴収票・確定申告書などの写しなど）、その他（年金額通知書の写し、賃貸契約書の写しなど）
- 申 学校または教育総務課へ相談

児童扶養手当受給中の人
は電子申請が可能です



問 教育総務課総務係 ☎49 - 7030



ID：0063384